

2010年9月21日 一般質問 岐阜県山県市 寺町知正

(通告と、最初の答弁だけデータ化。再質問、答弁などは未掲載)

1. 随意契約相手方選定理由を公表しないことの違法 答弁者／市長

《問・寺町》 公共工事や物品購入、委託事業などにおける談合を止めさせるには、情報公開が必要である。その観点において、政府は2001年平成13年に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(入札契約適正化法)を制定して、入札における情報公開を国機関と自治体に求めてきた。

随意契約については、癒着が起こりやすいため地方自治法で制限されているが、外郭団体との契約ではほとんどが随意契約であった(全国市民オンブズマン福岡大会の基調調査)。市の取引においても、また今後も増大するであろう指定管理者の選定に関しても、入札が望ましいのは当然として、仮に随契する場合は、透明性と公正性の確保のためにも、その選定理由の公表は不可欠である。

入札契約適正化法は、第8条で「地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。」とし、第1項で「公共工事の入札及び契約の過程に関する事項」、第2項「契約の内容に関する事項」としている。

ここでいう政令、法律施行令第7条2項の10号においては、「随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由」も規定している。

しかし、山県市はこの「随意契約の相手方の選定理由」を公表していない。

《問・寺町》1. これは、入札契約適正化法に反した違法なことだが市長はどう考えるのか。

《答・市長》 入札契約適正化法は、入札及び契約の適正化の促進により公共工事に対する信頼確保と建設業の健全な発達を図るため、透明性の確保や適正な施工の確保、不正行為の排除等について規定しており、同法施行令では、予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方自治体の行為を秘密にする必要があるものを除く公共工事については、随意契約を行った場合、契約の相手方を選定した理由を公表することが義務づけられており、本市においても、早急に公表する体制を整備する必要がある。

《問・寺町》2. なぜ、違法に公表しなかったのか。

《答・市長》 市は、発注見通しや入札金額、落札金額などの公表は既に実施しており、随意契約における選定理由については、検討していたが、結果として、今日まで公表に至っていない。

《問・寺町》3. 過去に情報公開請求された中に「随意契約の相手方の選定理由」が含まれていた場合に、公開してきたか非公開としてきたのか。

《答・市長》 平成22年度に山県市情報公開条例に基づき開示決定したもののうち、平成18年度中の公共工事以外の案件で随意契約における選定理由に関する文書が含まれていたものが1件あったが、当該文書については全部開示をした。

《問・寺町》4. 今後、情報公開請求されたら公開するのか。

《答・市長》 条例第5条に規定する不開示情報に該当する部分を除き、従来どおり原則として開示していく。

《問・寺町》 5. 今後は法令の規定に従い、市が、当然に自主的に公表するのか、否か。

《答・市長》 法令で公表が義務づけられているもので、速やかに公表するための体制を整備し対応する。